

令和 8 年度

大阪狭山市幼保連携型認定こども園

設置運営事業者募集要項

令和 8 年(2026 年)4 月

大阪狭山市 こども政策部こども育成グループ

大阪狭山市では、保育所等の入所待機児童を解消するとともに、今後の保育ニーズの増加に対応するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、認定こども園法という。）に基づく幼保連携型認定こども園を設置運営する事業者を次のとおり募集します。

1 公募する施設の条件等

- (1) 施設種別 幼保連携型認定こども園
- (2) 募集数 1箇所
- (3) 定員 130人程度
 - ・1号認定（教育認定）：30人程度〔事業者の提案による〕
 - ・2号・3号認定（保育認定）：100人※〔必須〕※0歳児から2歳児の低年齢児で定員の40%以上の構成とすること。
- (4) 開設時期 令和10年4月1日

2 応募資格

応募にあたっては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 令和8年4月1日時点において、法人であること。
- (2) (1)について、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であること。
- (3) 本市の教育・保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- (4) 資金計画及び事業計画が確実かつ適正であり、建設及び施設整備に要する資金のすべてを負担できること。
- (5) 幼保連携型認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- (6) 現に運営している施設について、所轄庁の直近の監査・実施指導等において、法令に基づく改善の命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けたことがないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、本市が課税する市税を滞納していないこと。
- (8) 法人及び役員が大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと。
- (9) 次のいずれかの申立て又は通告がなされていないこと。
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132号又は第133条の規定による破産申立て
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条に規定する更生手続開始の申立て
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
- (11) 安定的な運営のため年間事業費（賃料を含む）の12分の1以上に相当する資金を、施設整備費用とは別に、普通預金又は当座預金等の換金性の高い形態で保有していること。また、事業者の財務内容が

基本的に直近3事業年度連続して損失を計上していないこと。

- (12) 各種関係法令に適合し、児童の教育・保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。

3 施設及び運営にかかる条件等

応募に際しては、認定こども園法のほか、大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成18年大阪府条例第88号)、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第19号)及びその他関係法令等を遵守し、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 施設に関する事項

- ① 法に基づく幼保連携型認定こども園となるための施設整備及び設置手続き等は、事業者自らが行うこと。

- ② 用地は事業者が所有又は取得見込み若しくは賃貸借によるものとし、次の要件を満たすものとする。なお、賃貸借による場合は原則として地上権または賃借権を設定し登記するとともに、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について(通知)」(平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・文部科学省高等教育局私学行政課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知)に定められた事項を遵守すること。

ア 保護者の利便性と既存の保育所等との均衡を勘案するとともに、あらかじめ開発工事や建築工事の所要期間について所轄庁に確認し、開園予定日までに確実に開園できる用地を選定すること。

イ 幼保連携型認定こども園の運営が継続的かつ安定的に運営可能であり、地元自治会、近隣住民等の了承が得られる用地とすること。

ウ 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可を要する土地、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農地転用を要する土地及び公有水路等の占用を要する土地については、許可が得られる用地であること。

エ 本市域の人口動態を踏まえ、効果的な待機児童の解消が見込まれ、既存の保育所等の運営に支障のないよう立地を考慮すること。

(2) 運営に関する基本的事項

① 職員配置

ア 園長は、保育所若しくは保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園又は家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

イ 保育教諭はできるかぎり3年以上の経験を有する者を全体の4分の1以上配置することとし、年齢構成に十分配慮すること。

② 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く日とすること。

③ 開所時間

午前7時30分から午後6時30分までを含む12時間以上とすること。

④ 食事の提供

ア 給食は自園調理方式とし、栄養士が作成する献立に基づき、児童の発達段階に応じて月曜日から土曜日まで実施すること。

イ 食物アレルギー対応については、厚生労働省発出の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取扱いを行うこと。

ウ 離乳食、アレルギー児に対する給食（代替食・除去食）、配慮食等、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。また、調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底すること。

⑤ その他

ア 教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）」を遵守すること。

イ 地域に根ざし、開かれた魅力ある園づくりに取り組むこと。

ウ 児童の送迎対策について、十分な措置を講じること。

エ 苦情解決の仕組みを整備すること。

オ 産休明け（生後8週）の乳児から受け入れること。

カ 障がい児を積極的に受け入れる体制を作ること。

キ 一時預かりや延長保育事業に積極的に取り組むこと。

ク 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。

ケ 教育・保育の質を高めるために必要な研修を実施し、又は職員を研修会に参加させること。

コ 市内の保育所、幼稚園、認定こども園等と連携・交流を行い、お互いの教育・保育の向上を図ること。また、幼保小の連携（架け橋プログラム）について、積極的な参画に努めること。

サ 市が認める場合を除き、原則として設置後30年以内に廃止しないこと。

シ 市が要求する事業内容に関する報告及び立入調査等への協力のほか、大阪府の指導を遵守すること。

ス 放課後児童健全育成事業、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業等をはじめとした本市の子育て支援施策に資する事業の実施を積極的に検討すること。

4 運営費等

(1) この募集により選定され、大阪府から幼保連携型認定こども園の設置認可を受け、特定教育・保育施設として確認を受けた事業者は施設型給付費を受給することができます。（公定価格は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2 認定こども園（保育認定）及び認定こども園（教育標準時間認定）※を参照すること。）

※令和8年度の本市の地域区分は15/100です。

(2) 運営に関する補助のほか、一時預かりや延長保育等の特別保育事業の実施に対し、市の要綱に基づき補助金を交付します。保護者へ費用負担を求める場合は、保護者の理解を得るとともに、市と協議の上、承認を得るようにすること。

5 実施設計、建設等について

- (1) 事業の計画は、必要な建築確認や開発許可等について関係機関と協議し、令和10年4月1日には開設が見込めるものとし、設計図書は、本募集要項に定める基準によるほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他関係法令を遵守して作成の上、本市の承認を得ること。
- (2) 整備工事にあたって、事業者の責任において、近隣住民に対し建築計画及び工事内容について十分説明の上、誠実に対応し理解を得るよう努めるとともに、工事中の安全確保等について適切な措置を講じること。また、開園後も近隣の方と良好な関係を構築するよう努めること。
- (3) 建築物や工作物の解体、改修等を行う際には、工事の受注者は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）等関係法令に基づき、アスベスト等に関する事前調査、発注者への調査結果の報告、調査結果の掲示等を行う必要があります。また、アスベストを処理する際には、作業実施の届出や飛散防止対策などの適切な措置を講じること。
- (4) 保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを確保し、歩行者の安全と迷惑駐車への対策を講じること。

6 施設整備補助金

- (1) 本事業は、事業者の自主財源により整備する場合を除き、国の補助金の事業採択を前提としており、建設費等については、国の補助金を受けられる場合にその交付要綱に基づき市の負担分も含めて補助を行います。（事業採択されなかった場合、事業計画を中止又は延期することがあります。）
なお、定員の設定及び総事業費により補助金額が異なるので、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱を参考とすること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする場合、実施設計業務を含め、国の補助金交付内示前の事業着手については、認められません。（内示以前に契約された場合は補助対象にはなりませんので、スケジュールの設定には十分注意すること。）
- (3) 建築工事事業者との契約については、本市が行う公共工事の契約手続きの取扱いに準じて入札を行う必要があります。（補助金には多額の公費が投入されることから、事業実施に当たっては市と協議の上、適正な執行に努めること。また、補助金により整備した施設を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じる場合があります。）

7 応募方法等

- (1) 募集要項・応募書類の配付
 - ① 配付期間 令和8年4月22日（水）から令和8年7月31日（金）まで
（土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで）
 - ② 配付場所 大阪狭山市こども政策部こども育成グループ
なお、募集要項は、大阪狭山市ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス <http://www.city.osakasayama.osaka.jp/>
*応募書類様式の電子データも上記ホームページに掲載しています。
- (2) 応募書類の受付
 - ① 受付期間 令和8年7月27日（月）から令和8年7月31日（金）まで
（午前9時から午後5時30分まで）
 - ② 書 類 「提出書類一覧表」に掲げた書類について必要部数を提出

- ③ 提出先 大阪狭山市こども政策部こども育成グループ

8 選考方法

選考は、外部有識者等で構成する「大阪狭山市幼保連携型認定こども園設置運営事業者選考委員会」が行い、同委員会の審査意見を踏まえ、大阪狭山市長が決定します。

(1) 審査手順

① 書類審査

本募集要項に規定する条件等について、応募書類により審査を実施します。

② プレゼンテーション及びヒアリング審査

認定こども園の運営方針や運営計画等について、事業者の責任者（理事長等）及び園長予定者に出席いただき実施します。（日時、会場、プレゼンテーション方法等については、後日、通知します。）

③ 視察等

必要に応じて、追加資料を提出していただくことがあります。また、事業者が運営している施設の視察を行うことがあります。視察を行う場合は、別途通知します。

(2) 選考結果

運営事業者は令和8年8月末日（予定）までに決定し、すべての応募事業者に通知します。

なお、審査の結果、応募内容が基準に達しないときは、事業者を選定しない場合があります。

(3) その他

選考審査の内容については、公表しません。また、提出された応募書類は、返却しません。

（提出書類は大阪狭山市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき、公開の対象になります。）

◎主な審査項目

項目	主な内容
設置関係	・ 設置趣意について ・ 定員設定等について
立地関係	・ 施設立地、周辺環境について
施設関係	・ 施設配置、整備工事について ・ 資金計画、運営資金について
法人関係	・ 役員、施設長について ・ 経営状況について ・ 運営実績等について
運営関係	・ 教育・保育目標、指導計画等について ・ 食育、健康管理等について ・ 障がい児保育等について ・ 子育て支援施策の展開について
管理関係	・ 安全対策について ・ 職員体制について ・ 保護者対応、地域対応等について

9 留意事項

- (1) 応募に際し要した費用のほか、計画内容及び建築工事に係る関係機関や近隣住民等への説明に関する費用はすべて事業者の負担とします。
- (2) 決定した事業者において、本募集要項に記載された事項を履行しない場合、虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるとき又はその他の事情により適切な事業の実施が明らかに困難と認めるときは本選考による決定を取り消すことがあります。なお、この場合、事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできません。

10 問い合わせ

大阪狭山市こども政策部こども育成グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

電話 072-366-0011 (内線317・318)

FAX 072-367-1254

E-mail:hoiku@city.osakasayama.osaka.jp